

開催日時：令和5年7月18日（火）13：00～15：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和5年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番37：地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し（総務省）>

（大橋部会長）御回答で課題の整理と対応方針の検討を明言していただいたが、中身を確認すると、最初にある担保の意義というお話で、下水道や水道事業のような公営企業会計に関しては、収納のみを担当するだけの金融機関に、それでも担保を要求する。一般会計についてはそういう義務がないこととの対比で、こうした差異は一体どういった合理性に基づくものなのか。また、従来担保を実行するような事態は発生したのか、2点について教えていただきたい。

（総務省）実際、指定金融機関には、そういった義務がある一方で、一般会計の収納事務取扱金融機関についてはないという状況がある。公営企業だと、実際の企業に準じたいろいろな取引等々もあるかと思うので、そういった事情があるのか、実際の事務の状況を調査してみたい。実際に担保が実行されたことがあるかという、それは把握している範囲ではないので、そういった点も含めて調査してみたいと考えている。

（大橋部会長）お話のあったような形で、担保の意義ということが具体的にどれだけのものがあるのかということが気になる。また、制度の整合性という観点で、市民の側から見ると、一般会計の収納をしてくれる金融機関と、先ほどのように下水道のようなものを扱うところが少なくなっているという、金融機関の凸凹というか差異というのは、市民から見ても分かりにくく、整合性が取れないような気がするが、そういう点はいかがお考えか。

収納を扱う金融機関がたくさんあって、住民が納付の機会を確保されているということは、とても重要なことだと思うので、それを確保するという意味でも、断るところが出てきているという現状は問題だと思うので、その2点の改善が必要だという提案について、いかがお考えか。

（総務省）先生の御指摘のような問題点は生じているということであるので、そういったことの改善も非常に重要と考える一方で、実際にそういった担保提供義務を完全に解除し得るとした場合に生じ得る支障もないのかということも、これは他の地方公共団体からお聞きして進めていきたいと考えている。

（大橋部会長）地方公共団体の意見を伺うというお話は、問題の把握ということでは分かるが、かりに担保の存続に理解を示すような団体が出てきたとしても、私はこの提案を抑えるというか、踏み止める理由にはならないのではないかと思います。一律に担保を要求する仕組みについての見直しについていかがお考えか。これは足並みをそろえないと駄目な問題なのか。

（総務省）実際に、そういった義務を解除するような形になった場合、逆に地方公共団体側で非常に支障が出るのではないかという意見、これはあくまでもそういう意見が出るかどうかというのは、調査してみないと分からないが、そういった意見が出てきた場合に、どのように整理するのかということが出てくると考えている。

(大橋部会長) 私が最初にお聞きした担保の実例というのは、この分野がそういうリスクがあるようなところだったら、こういう制度設計は分かるような気がするが、逆にそういうものがあまり聞かれないところでは合理性がない。具体的な弊害や支障は先ほど述べた点では発生していることは事実であり、それを支障と感じる自治体が複数出てきているということなので、ぜひ見直していただきたい。

(伊藤構成員) 具体的に、どういう手法で、いつ頃までに御対応いただけるのかという点について、今の時点で見通しがあれば教えていただきたい。何か研究会のようなものを作って、地方公共団体の意見を聞きながら検討を行うのか、それともそういったものはなく御検討いただくのかという点について教えていただきたい。

(総務省) 近々に実際の事業を行っている地方公共団体に調査票を出して、どういった状況であるか、どういう考え方が取れるかというようなことをお聞きしたいと考えている。遅滞なく検討を進めたい。

(大橋部会長) 今の伊藤構成員の御指摘で、私どもとしては平成26年の3月に総務省の研究会が開かれていて、そこで担保提供義務の見直しの可否ということも視野に入れた検討が必要だということを提言されていて、まさにそれに沿った提案が今回自治体から出てきたわけである。この研究会報告の後に総務省で検討されたというような経緯は何かあるのか。

(総務省) その後は特にないようである。

(高橋構成員) もともと、このように区別がされたということについて、当時どのように考えていたのかというのも当然あると思う。したがって、その辺も含めて御調査されるときには精査していただければありがたい。

(総務省) 承知した。実際に地方公共団体の声を聞いてということも当然であるが、制度の趣旨というか、経緯のようなものもあると思うので、その辺りも含めて検討したいと思う。

(大橋部会長) この後のスケジュールだが、9月に2次ヒアリングを予定している。そんなに厚みのある課題でもなく、調べるところはある程度限定されているような気がするので、できれば、そこで一定の方向性等を報告していただくことは可能か。

(総務省) 調査・ヒアリングをそれに向けて進めたいと考えている。

(大橋部会長) ぜひお話のような観点から検討を進めていただいて、9月の2次ヒアリングで方向性を御報告いただきたい。

＜通番 15：地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化（総務省）＞

(総務省) 今回御提案いただいた特別休暇は、国家公務員には措置されていない休暇である。これを自治体が独自に導入するかどうかについては、その休暇の趣旨や内容等について、各自治体が住民等への説明責任を適切に果たす限りは、総務省として意見するものではないと考える。

他方で、特別休暇の趣旨として、真にやむを得ない公的な要請、または社会通念上、妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めるべきものであるため、例えば地域活動への積極的な参加が公務とも密接に関わり、地方行政にもよい影響を及ぼすなど、その特別休暇と公務との関連性について合理的な説明が求められる。

これらのことを踏まえて、各自治体の実情に応じて適切に御判断いただくべきものとする。

今後、国家公務員において措置されていない特別休暇を地方が独自に措置することについて、その考え方や留意点を改めて整理して、今年度中に通知する方向で検討させていただきたい。詳細については、今後事務局と御相談させていただきたい。

(大橋部会長) 確認だが、例えば神戸市のような市において、自治会や町内会、NPO といった地域活動に特別休暇を利用したいという職員が出てきたときに、その職員に対して条例に基づいて特別休暇を与えた場合、この付与が地方公務員法第24条第4項や第5項との関連で、総務省の観点から見て、法に抵触するとの判断はしないということよろしいか。

(総務省) 然り。そのような考えはない。

(大橋部会長) こういう解釈が可能だということもはっきり書いていただくような通知を地方公共団体に示していただけないかということでもよろしいか。

(総務省) 内容はまた事務局と御相談をと思っているが、基本的にせつかくの御提案であるので、前向きに検討したい。

(大橋部会長) その通知の発出はスケジュール的にはいつ頃になるか。

(総務省) 早ければ年末、遅くとも年度内で考えている。

(大橋部会長) 次回のヒアリングとして、9月にヒアリングをお願いする場合には、そういうこともお示しただけということでもよろしいか。

(総務省) 例年、通知等を出す時期が年末にあるため、そうすると、当委員会のスケジュール等、いろいろあるので、その点、事務局ともスケジュール等も含めて御相談させていただきたい。

(大橋部会長) ぜひその方向でお願いします。

＜通番 23：既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）＞

(大橋部会長) 計画策定に関しての政府の取組について簡単に説明する。

計画策定の見直しについては、いわゆる骨太の方針2022において、計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること、策定済みの計画等があれば、それとの共同策定を可能にすることなどの原則が明記されている。さらに、地方から計画行政の見直しを求める声が強まっていることを受け、今年3月にはナビゲーションガイドが閣議決定され、同ガイドに沿った制度の見直しが政府の方針となっている。6月のいわゆる骨太の方針2023では、各府省は既存計画の統廃合や事務負担の軽減を行うということが決定されている。

これらの政府の取組は地方からも高く評価されているとともに、地方に負担を生じさせない計画行政の実現に不断に取り組むように要請されているところである。地方からの提案が最大限に実現されるよう、前向きな検討をお願いしたい。

(大橋部会長) この提案の内容は、県で定めている既存の計画があって、その計画を策定する計画間調整の中で、国の基本方針に合致しているということを前提にしていて、また、関係市町村の意見もその段階で聞いているということ、さらには当該団体が置かれている地理的・自然的な特性を前提に地域課題に即して策定しているということ、そういう計画が既存計画としてあれば、これを定めたことをもって、この離島振興計画とみなしてほしいというものである。ただ単に事項が重なっている云々ということだけではなくて、回答でおっしゃっているような点は押さえての提案だということであるが、それでも難しいのか。

(国土交通省) 法令の手続に基づき、住民意見の反映を市町村が行った上で、それを踏まえて市町村が計画案を作り、それを踏まえた県の計画になっていることが、法律では大事な流れとして規定されているため、この手続を採っていただければ、その計画の表題を変更し、離島振興計画としてみなすと県で判断されても良いかと思う。

(大橋部会長) ちょっと前提が違う。基本的な問題認識は、この離島の法律に基づいて、この計画を作るよというものがあって、これと非常に似たものが既に県のものでもある。こういうことは色々な分野で存在することであって、複数の法律が複数の計画を並べている場合、一個一個、計画を作るに当たっては策定手続等がいっぱいかかって、この場合であれば、国の法律に基づく計画について、14か月かかると県の方は言っている。この提案募集の仕組みは、そういう並列している状況がよくないので、それを直してほしいという観点から、今回いろいろな省庁とやり取りしている。これが計画策定の話であり、場合によっては、法律の方を変えてもらうということもしてくださいという前提で進めている。計画も統合して、これが1本策定されたら、これでみなすようにしてもらってもいいですという措置をしてもらっている。したがって、今の法律がこういう建付けですからというような話では全然ない。

私が先ほど申し上げたのは、現行法を残したとしても、運用として同様の計画があれば、これで法定計画とみなすというようなことを言っていただければ、そういう形での整理もできるという趣旨である。今おっしゃったように、全部こういうようにやるようにと厳しく言われるのだとすると、そもそも

その法律の方を変えて平準化なり統合化をしてもらえないかという話になる。法律ありきではないので、法律の改正も含めて、錯綜したこの計画策定、二度手間、三度手間をさせているようなことを解消してほしいというのが提案の根っこにある。こうした観点では、先ほどの回答だと満足できない。

(国土交通省) 法律において、離島に住む住民の方の意見を聞き、そして、市町村の意見も反映して計画を作るという基本的な考えに基づいて、このプロセスが作られているため、これを簡素化することは、我々は難しいと考える。

(大橋部会長) 簡素にはしない。県のほうはこれをやっていると言っている。市町村の意見は聞き、基本方針があることは当然の前提で、国の方針があれば、それには従うので、それを見ながらちゃんと作りますというプロセスを踏んで策定している県の計画があったときに、それでもなお、国の法律に基づくものをもう1本、横につくってくださいというのは、今、地方は疲弊しているため負担が重すぎるので、そこを何か解消する知恵はありませんかという趣旨で、今、話し合いの場を持っている。その負担を変えるのに、あくまでも国の法律で、これでやってくださいということで、そこが全然動かないのだとすると、計画が2本残ってしまうことになってしまっていて、提案の解消にならない。

先ほど言ったように、若干の項目が違うということであれば、それは追加というような形で整えてやって、充足したものとみなすというやり方もあると思う。

それと、先ほど説明があった中で、国が県の計画の適合性を審査するとおっしゃったのは、法律に規定があるのか。

(国土交通省) ある。今の質問に補足すると、離島振興法において、離島振興計画に係る国の関与は最小限に抑えられており、具体的には、離島振興法の第4条第13項になるが、離島振興計画が都道府県から提出された際、基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができるという規定がある。特に同意等をこの法律は求めておらず、基本方針に適合していない場合には、関係主務大臣から、これを変更すべきことを求めることができると規定しているだけである。

(大橋部会長) 承知した。

計画でも義務づけている計画と努力義務の計画とあって、この計画は努力義務の計画であるが、あまり変更の求めとかということを出してくると、かなり厳しい計画ということになってしまうため、なおさら関与の度合いが強くなることになってしまう。

他の省庁でも同じような問題は色々な分野で存在して、それぞれの法律の建付けはあるけれども、相当似通った計画がほかにあるときには、これをある程度揃えてもらうとか、そういうことをできるような融通を利かせることを法律改正でも運用変更の通知でも工夫してもらっている。もちろん目的は達成するという前提の下であるので、足りないものがあれば、その分だけ要求すればいいだけの話である。そのところの折り合いがつかないかなと思っている。回答だと今の法律はしっかり作るようにと言って、その調整過程は融通できるというのだと、調整はどのような形になるのか。

(国土交通省) 今の質問について、我々としても例えば県の方で、離島振興計画として、いわゆる補助率のかさ上げや、交付金事業の根拠となる記載事項は全て網羅されていて、それぞれの離島地域の課題に応じた計画として既存のものがあるということであれば、それを離島振興計画として出していただくことは全く問題ないと考えている。

(大橋部会長) それが多分提案の趣旨だと思うので、そのときでも、あくまでも法律に基づいたものをもう1本作ってくださいと言われると、結局二重行政になってしまうので、それは回避したいということが多分提案の根っこにあると思う。そういうような柔軟な扱いを認めていただけるということ、それでよろしいか。

(国土交通省) 離島振興法を所管する立場としては、離島の地域の住民の意見を聞いた計画で、離島に必要な事業が網羅されている計画であることは必要だと考えており、今の広島県が例示している計画はそうではないので、我々としては、それが本当に、既存の計画は離島振興計画としてふさわしいかどうか、この点は地元化市町村、住民も含めて確認をしていただく必要がある。

その過程を経て、それが離島振興計画として十分なものだというのがあれば、我が県として、これを離島振興計画とする、として提出いただき、その上で、離島振興計画として、特に変更を求めるようなものがないのであれば、我々としてはこれを受け取る。そういうことになろうかと思う。

(大橋部会長) ただ、今まで沿革として2つの仕組みがあったので、これが全く同じというのは、多分奇跡的な一致にしかならないので、若干凸凹はあると思う。既存計画を国の法律としてみなしてほしいという願望があるときに、今言った項目は網羅するよにということだとすると、今のこの計画書にこれを追加するというような形で、そちらの要求するものをワンセットそろえたら、それはみなしていただけるということなのか。それとも、これを全部初めからやり直す、全部フルセットで、調整から1年2か月のプロセスをもう1回やり直せということだと、提案団体の趣旨とは違ってきてしまうと思う。ほぼ重なっているということだと思うので、全部重なっているところもあるのかもしれないが、ほぼ重なっているという段階で足りていないところを足して、これで充足したという対応でみなすということであれば、それはよろしいのか。

(国土交通省) その意味では、我々は、離島振興計画は、こういうひな形で、こういうものでなければいけないというのは特に決めていない。

(大橋部会長) でも、先ほど漁港の何とかとおっしゃった。

(国土交通省) 漁港が必要でなければ書かなくて良いが、我々としては離島に必要な事業が書いてあるということが大事なので、その意味では、これまでの各県の調整プロセスの中で、県庁の中で必要な事業が網羅されている別の計画があるのであれば、それを改めて調整する必要はないと思う。

基本的には離島振興計画として、その地域の離島にとって必要な事業が記載されているかどうかをどう調整過程で確認するかについて、我々は特に定めておらず、必要な内容を定めていただくことが、離島地域にとっては大事なことなのではないかと考えている。

(大橋部会長) 承知した。

(高橋構成員) 地域の総合計画を県が一体として定めて、名前はどうでもいいが、その中に、離島振興計画にふさわしい項目が全て入っていれば、かつ、それを御省に出せば、認めていただける、そういう運用を認める通知を出していただけるということでもよろしいか。必要な手続を実施して、必要な項目が、A県地域総合計画のような名前にして、その中に必要な離島振興計画に関する項目が全て網羅されていれば、それは御省として、そういう運用は認めるということでもよろしいか。

(国土交通省) 仰るとおり。

(大橋部会長) 今回、この提案は離島の件である。それについては、大体やり取りはできた。ただ、関係団体とやり取りしていく中で、離島に関係する法律というのが5つぐらいある。条件不利地の離島振興、山村振興、半島振興、過疎地域というものがある。結局、みんな同じ問題が各分野について存在する。

法律改正でやるとすると全部大変になってしまうのだが、今言ったような柔軟な運用が、例えば離島振興のところでそういう運用もあるということだとすると、他のところについても同じようなことは可能かどうか、関心事であるが、こうした検討というのは、今回していただくのは難しいか。これは、後からの検討要請なので、あくまでお願いベースである。

ただ、これは放っておくと、ここで議論しないと、多分来年以降、またこれが同じような形で提案が出てくると、今回と同じような意見交換を個別5法についてやり合うのも非常に非生産的な気がするので、考え方として、こういうことだということを経済部でお示しただけののだとすれば、ほかのところについても整理するという事は難しいか。初めての話なので、あくまでもお願いベースで感触を伺いたい。

(国土交通省) 今回、我々がする対応は関係省庁と共有させていただく。そういった話があったことも伝えるが、それ以上は各事務局の判断だと思う。

(大橋部会長) それは重々承知で、こちらも訴えの追加みたいなことをするつもりもない。ただ、聞いていたら同じ問題が今ヒアリングで出てきているので、そうすると、今年やらないと、結局来年に離島のやり取りを見て山村の人とか、過疎の人とか、農山村の人が同じ提案を出してきたら、また二度三度やることになるので、もし結論が、ある程度こういう方向という1個のやり方としてあるということを経済部提供いただけるのであれば、そこもまとめて話しができれば望ましい。これはあくまでもお願いベースで、こち

らの提案とは切り離しているが、似た問題が出てきているので、その状況を伝えて、何かできることがあれば、プラスアルファできればいいかなと、そういうことである。

<通番1：国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し（厚生労働省）>

（大橋部会長）現行制度でも必要な調整などを行い、現物給付が可能であるというお話だが、それを実現するための方法は2つ。1つ目は、県外の協力医療機関が負担をして対応してくれるもの、2つ目は、自治体と県外の国民健康保険団体連合会との委託契約によるもの。提案団体としては、これらの調整を行うことが大変であり、自治体任せのようなものであるため、国に制度的な環境整備を行ってほしいということ。必要な措置を検討してまいりたい、という厚生労働省の発言については、そこまで含めて検討することなのか。

（厚生労働省）1つ目の医療機関との必要な調整については、自治体と医療機関とで調整してもらい、審査支払機関に地方単独事業を公費併用レセプトとして請求することで現物給付ができています。この点については、令和5年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画の論点にもなっていますが、各地方単独医療費制度の助成対象者に係る施策の関係府省が必要な取組を検討されるものである。2つ目の国民健康保険団体連合会との調整については、提案団体が委託契約を結ぶための要望を断られた事情等を確認し、今後の必要な措置を検討したい。また、国民健康保険団体連合会は、保険者が共同して設立した保険者団体であり、「県外分診療報酬の全国決済について（昭和50年7月25日）厚生省保険局国民健康保険課長通知」（以下、「昭和50年通知」という。）については、国民健康保険団体連合会の業務の範囲を制限するものではない。国民健康保険団体連合会相互で検討されてきた会議の合意内容について、業務の細目を決定しているものであり、昭和50年通知の改正には国民健康保険団体連合会の理解、協力が必要なため、今回の事情等を伺いたい。

（大橋部会長）8県の国民健康保険団体連合会では現物給付が実現しているということだが、全国的にはまだ一部である。本件は提案団体の数も多いため、このような問題意識は全国の自治体にあると思われる。受給者の居住地や保険の種類により、助成方法に差異が生じる状況は良くない。地方単独医療費助成制度と言えども、全国に展開しているため、発言力の弱い地方自治体からの要望について、所管省庁である厚生労働省において方針を出してほしいという提案である。

（高橋構成員）先ほど話のあった規制改革実施計画において、地方単独医療費助成制度の問題は、担当省庁が調整するとの発言についてである。具体的にどの省庁がどのような形で調整するものになるのか。

（厚生労働省）規制改革実施計画の中で、患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直しという項目があり、そこで、各地方単独医療費助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整、その他、必要な取組を行うこととなっている。

（高橋構成員）こども家庭庁と厚生労働省が関係省庁ということか。

（厚生労働省）然り。

（高橋構成員）厚生労働省も含まれているため、今後、こども家庭庁と連携してご回答いただけるものと考えます。二次ヒアリングまでにはお願いできるということか。

（厚生労働省）今回のご指摘を関係部局に伝え、二次ヒアリングでは対応する。

（高橋構成員）8県の国民健康保険団体連合会において、現物給付が実現できているということだが、医療機関の負担が大きい。今後の持続可能性を考慮すると、制度的な担保が必要だと考えるがいかがか。

（厚生労働省）今回の提案を踏まえて、昭和50年通知の記載内容について検討する。

（高橋構成員）個々の医療機関の協力を頼るのではなく、全国的に国の施策として取り組むよう努力をお願いできないか、ということ。

（厚生労働省）地方単独の医療費助成制度において、現物給付化を行う範囲や医療機関については、それぞれの制度の所管省庁が調査や決定を行うもの。審査支払業務委託については、必要な措置を検討したい。

(高橋構成員) 厚生労働省において、医師の働き方改革の話も論じられている。このような話は全国的に広がっていくものである。その際、国民の負担の在り方が差別化されている現状がある。医療制度における問題点については、国において責任を持って解消することが、国の本来の役割であると考え。厚生労働省として、医療制度を担当する者として、一歩進んだ解決をお願いしたいが、いかがだろうか。

(厚生労働省) 私どもは医療保険制度を所管しており、自己負担割合については全国统一である。必要な保険診療を受けていただけるよう医療保険制度の運営に今後も取り組んでまいりたい。

(大橋部会長) 規制改革実施計画において、今回の提案内容と重複する内容が閣議決定されている。二次ヒアリングまでには、国民健康保険団体連合会からも事情を聞いてもらい、先ほどの必要な措置を具体的に提示いただきたい。ただ、通知改正だけでは足りず、環境整備をしていただかないと、全国的な現物給付は進まないと考える。

(高橋構成員) 子ども医療費については、全国の自治体で実施している。また、医療費の支払いの制度は、厚生労働省における医療制度の運営の責任だと考える。担当者は医療保険を担当しているだろうが、医療費の支払いに関する話として、厚生労働省全体として検討いただきたい。

(大橋部会長) 二次ヒアリングでは検討結果を伺う。

<通番 14：中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し（文部科学省）>

(大橋部会長) 鳥根県の小学校教科担任制加配では、県内 198 校のうち設置できたのが 25 校にとどまっており、規模の観点から分析すると、5 学級以下の学校が 61 校のうち配置は 0 校、11 学級から 6 学級の学校 98 校のうち配置は 4 校となっており、小規模な学校は加配ができていないということがデータとして出ている。

また、都市の観点から見ると、英語専科加配では松江市や出雲市のような都市では開設されている一方で、小さな市や町村では開設例がなく、鳥根県全体では、19 市町村の中で 9 つの市町村でしか開設されていないという現状があり、全国の追加共同提案団体からも同様の声が上がっている。

全国でこのような実情があり、貴省で定めた要件が、現場では有効性を持っていないということがエビデンスとして出ている。全国の具体的なデータを把握しているか。

(文部科学省) 個別の学校ごとの配置状況等は国として調査していないが、各都道府県・政令指定都市の配置実績であれば把握している。

(大橋部会長) 小規模な地域でこういったサービスを受けられない状況が生まれてしまっているが、公平性の観点から如何か。

このような現状があることを把握した上で、要件の問題をどのように考えているか。今までよりプラスアルファの柔軟性が欲しいという提案であるため、その点についての配慮がないと、提案団体は納得しないと思っている。

(文部科学省) 全体定数の考え方が一定の、機械的に積算された加配というのは、毎年度の予算である。文部科学省としては、基準が一定程度あることは、予算の範囲で加配していることが理由となっているが、予算が十分にあれば、ある程度そういった更なる柔軟性についても今後考えなくてはならないと思っている。

今の時点では、予算の制約と、どの程度要件を工夫できるのかについて、一定程度の教育水準の維持を図るという部分との兼ね合いにおいて、個別によく事情を聞きたい。予算的な全体の加配定数に必然的に伴う制約はあるが、その点については、御提案があったことを踏まえて考えていきたい。

(大橋部会長) 現行の制度では移動時間の要素が抜け落ちていると思っている。地方の場合、移動時間の要素を入れて、加配要件の基準をつくっていただきたい。

(文部科学省) 実際には移動時間を考えて加配をしている。ただ、必ずしも説明が十分になっていないところもあるので、改めて都道府県にも、柔軟な仕組みについて御説明し、教育の機会均等が守られるように、引き続き事務的に対応してまいりたい。

(大橋部会長) 英語専科指導加配について、鳥根県だと小学校の先生の中で①のような資格を持っている人は 8.3%、資格要件の②から④に至っては 1,760 人の中で 1 人だけという数値が出ている。英語が上手で、

教育委員会の先生から見ても、大丈夫だといえるような人について等、もう少しざっくりと専門性を認めるような基準を入れないと、これでは人材確保ができていないと思っている。実情は把握されているか。

(文部科学省) 細かな実情は把握していないが、資格自体は法律そのものが水準の維持ということで、例えば、CEFRB2 以上とあるのは、閣議決定をしている教育振興基本計画などにおいて、国の教員が持つべき資格の一定の考え方を示しており、そういうものに沿っているのも、もちろん実情は大事であるが、一定、こういった資格要件を求めなければいけないと思っている。一方、この加配要件の中で、例えば、③の③のような要件で満たされるのであれば、この加配事項で柔軟に対応できるという代替措置もあるので、広い意味で柔軟性というのをうまく使って、自治体の御要望に応えるような工夫をしていきたい。

(大橋部会長) 柔軟性については具体的に選択肢をたくさん出さないと、人が充てられず、結果的に子供たちがサービスの恩恵を受けられないままになってしまうので、うまく折り合えるような形での要件の工夫を、次のヒアリングまでに示していただきたい。

(伊藤構成員) ③の③でも外国語を使えるではないかという話であるが、そこで使うと、他の教科分の定数を使ってしまうということなので、提案団体は、外国語は①のほうで手当してほしいと考えていると思っている。

よって、この①の要件が厳しすぎることに對して、③の③で使えばいいではないかという話では解決しない可能性があるため、その点を含め、提案の中身を御精査いただきたい。

(文部科学省) 資格要件の部分については、全体の英語教育の活動というものについての一定の考え方があるので、十分に配慮した上で、改めてどうということが考えられるかについては検討していきたい。

(勢一部会長代理) この基準でどのくらい人材が小規模校の点在する地域に配置されているかという実態を確認し、もし資格を持っている人をもっと増やすべきだというようなことであれば、支援をしていただく等、現場の実態を見ていただきながら御検討をお願いしたい。

(文部科学省) 地方公共団体の実情等を把握し、検討したい。

(大橋部会長) 実情についてはどのような手段で把握すべきと考えているか。

(文部科学省) 正式な組織としての決定ではないが、日頃より教育委員会とはいろいろな形で情報交換をしているので、なるべく現場の負担にならない形で、必要な情報を得るような工夫を、御指摘も踏まえて検討していきたい。

(大橋部会長) もし提案団体の御意向等を確認したいのであれば、事務局立会いの下、提案団体に意見を聞く手法も考えられると思うので、御検討いただきたい。

＜通番 3、4：里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築、妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築（こども家庭庁、デジタル庁）＞

(大橋部会長) 両案件とも第一次回答について、端的に言うと、令和5年度に調査して、これから問題を発見して対応していくというような内容であり、ほかのヒアリングの回答と比べてかなり異質な感じになってしまっている。ほかの案件はかなり具体的に対応する旨や、このような形で応じ、スケジュールはこのような形であるというようなことを回答いただいて、それを前提にしてここで議論して、第2ラウンドに進むという流れで進めている。これだと、今日初めてここで考えを聞くような形になってしまっており、結局第1ラウンドが意味のあるものにならないのではないかという意見もメンバーの中からも出ている。要するに、この第一次回答の記述の密度が薄すぎないだろうかと感じている。

提案団体のほうは、例えばマイナポータルのようなところで、自分で移った旨を登録すれば、その情報が居住先のほうにも行き、両方で共有されるようなことを現行の仕組みでできないかといった形で、すごく具体的に問いかけているのに対して、これから調査して対応するという回答だけでは、提案団体のほうが問いに答えてもらった感じがしないと思う。そのため、その気持ちを最初にお伝えしておく。

それでは、私のほうから経緯についてお聞きしたい。これから調査することだが、例えば提案の3番について見ると、令和4年の1月に総務省から「子育て支援に関する行政評価・監視」に関する勧告が出ており、ここでは都道府県単位での広域連携というようなことが課題になっており、改善措置として

令和5年度からは都道府県への支援とか、都道府県を通じた市町村への支援が行われるということで、これは結局委託先の確保というようなことが、ここでは重点的に出ている。

そのため、今回の受診券の全国利用とかなり重なる問題は勧告時から出ており、既に関係府省で動き出しているべき話なのではないのだろうか。

また、令和4年の4月には、厚生労働省が実施している「妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果」が出ており、これを見ると、委託先の方式のほかに、検査項目とか、公費負担額など、地方公共団体でいろいろ差異があるということが、調査をやって具体的に課題や実態として、私から見ると出ていると思う。あとは対応が求められているだけの段階ではないかという気がするわけである。そうすると、何故また、ここから調査を始めるのだろうかと思っており、調査が2階建てになっているような印象を受ける。

それで、令和5年6月16日の閣議決定を見ると、規制改革実施計画で、里帰り出産の支援をするということで、結局産前産後のいろいろな行政情報の提供や、環境整備ということが具体的に挙がっており、さらに、いい表現だと思うが、伴走型の支援というような言葉も出てきていて、まさに今回の提案というのは、そういう伴走型支援をしてもらえないかということで、プリミティブな形態がここに出てきているように思う。

そのため、何を言いたいのかというと、この課題は提案を待つまでもなく、ここ何年かの間に総務省の勧告であれ、厚生労働省の調査結果であれ、閣議決定であれ、具体的な課題内容が出てきていて問われているため、これから調査はないのではないかというのが率直な感想である。そのため、もう少し提案に寄り添った解決策をお示しいただけないか。今後の具体的なスケジュールをお聞きしたいのだが、そのスケジュールも問題発見で云々ということよりは、ここに出ている提案に寄り添う形で、できることから、いろいろ知恵を絞って出していきたいという希望を持っているが、いかがか。

(こども家庭庁) 記述については、極めて簡素な形になってしまっているということで、その点についてネガティブな印象を与えてしまったのであれば、お詫びを申し上げるが、私どもとしては、これまで議論の積み重ねがあり、規制改革のほうでも、まさに直近でも議論をしており、全く同じ課題であると認識している。そこにおいても、まさに令和5年度においては調査をして、令和6年度に向けて具体化に向けて頑張っていくと、令和6年度以降についてはこういったことを進めていくということが書いてあるため、重複していることは記述を避けさせていただいた。

調べる内容としてはいろいろあり、例えば伴走型相談支援については、これはまさに来年度に向けて法案として、これはきっちりと位置づけるといったことまで議論をしているため、まさに具体の中身について、また、その法制度として、どのようにこの支援事業といったものを位置づけるのか、伴走型相談支援を位置づけるのか等についても、具体的な検討が今必要になっているところである。

そのような中で、各地方公共団体に聞こうとしているのは、一般的に漠然と必要か、必要ではないかというところから始めるのではなく、具体的にどのような情報項目についての共有が必要なのか等々についての具体的なことを1,741全団体に聞くということであり、そういったことも含めて、より深掘り、より具体化をするための調査である。ここでやっとスタート地点に立つべく、この調査を漠然とするという意味ではなく、令和6年度以降、それこそシステム化等も考えていかななくてはいけないとなると、まさにこの要件定義なり、標準型といったものをしっかりと固めなくてはいけないため、その調査をしているというものであるため、そこについては御理解を賜ればと思う。

これまでの議論、先ほどの総務省の指摘、それから、規制改革のほうでの議論、様々なものを受けてこの段階まできているということはおっしゃるとおりであるため、そこをより具体的にしていきたいというものである。

(大橋部会長) 今おっしゃっていただいたようなことをぜひ活字に起こして、見える化していただきたいと思う。

システム化ということになると、年次にタイムラグが発生して、どの提案もそうなのだが、将来、10年したら幸せになるという話だけではなく、この10年間をどう耐え忍ぶのかという、そのところの話も必要であり、今、システム改修までやらなくてもできることと、やったらできることという2段構えでお答えを頂戴したいと思う。

(石井構成員) 私のほうからは、具体的にどのように情報を共有できるのかという方法の部分についてお聞きしたいと思う。マイナ保険証を使って資格確認を行い、ほかの医療機関がその情報を見るということについて、その場合においては情報共有ができるという理解でよろしいかということと、そういった情報共有ができる場合でも、償還払いの手続きについては対応できるわけではないため、この部分について、システム上どのような方法で情報の連携が検討されているのか、この点についてお聞きしたいと思う。

もう1点、受診票は現状紙でやっているのかという点についてもお聞きできればと思う。実際に受診票を使う人が、例えばアプリ内でクーポンを使うなど、そういう形で簡便に利用できたりする方法もあるのではないかと思ったため、その2点についてお聞きできればと思う。

(子ども家庭庁) 具体的な仕組みについては、全国的な仕組みにするために、例えばプラットフォーム的なものを、国のほうで組むということが一つ考えられ、その辺りはちょうどデジタル庁と子ども家庭庁で今協議をしている最中である。仕組みとしてはそのようなものになってくる。各自治体が同じようなプラットフォームを使って、要は情報連携が医療機関も含めてできるようになる。そうなってくると、医療DXのほうの議論とも絡んでくるため、関係者でそこは具体的なことを今後詰めていくということで、若干時間がかかるかもしれないが、そこは進めていきたいと思う。

また、受診票の話もあったが、例えば償還払いのところも、今、石井構成員がおっしゃったように、自動的に全国でクーポンが使えるようになって、要は現物給付という形になるのが一つの理想形だと思うが、例えば償還払いであっても、それをアプリなどを使ってできるというだけでも、書類をそろえたりするのが大変だという御意見もあったため、そういった工夫もあるのではないかと思う。そういった事例についても、これから調査をする内容の一つに入れたいと考えている。

更に、受診票一つとってもアプリを使ってやっているのか、そこも含め、いずれにしても具体的な事例がいろいろあると思うため、先ほど大橋部会長もおっしゃった10年後の理想的な姿というよりも、できるところからということであれば、そういった事例を横展開していく必要もあるかと思っている。

(石井構成員) 全国的に展開していくというお話であり、全国共通で利用できる整備が当然必要だと思いつつも、できるところからとなると、対応可能な自治体から順次始めていくこととなると思われるが、この点については、どのように受け止めておけばよいのか。

(子ども家庭庁) もしかしたら、子ども家庭庁を若干超えて、デジタル庁にまたがる部分もあるかもしれないが、我々が承知している部分で申し上げると、全国的に、それぞれでシステムを開発してきているという部分もあると思う。各自治体で母子健康アプリ系はすごく多く、ただ、そこについて母子保健の情報をマイナポータルベースでは今PHRという形でそれぞれ取得することができるため、そういった情報を全国的に流通していったほうがいいのではないかという発想が一つある。

そういった中で、国のほうで一つデジタル基盤をこの際に設けてはどうかという話もあり、それについては、先ほどの10年後を目指すというよりは、かなり早急に国のほうのベースとなる部分をハブのような形で設け、そこに対して自治体のほうが参加するというイメージで手挙げ方式でやっていき、自治体がそれぞれのベンダーと、それぞれまちまちに開発をしていくというよりは、全体で統一的にやっていくことのほうが、進め方として合理的ではないかという議論をデジタル庁としており、基本的にはその方向で議論を進めていきたいと考えている。

デジタル化ということもそうなのだが、できるところからという関係でもう一つ申し上げると、例えば里帰り出産をしたとき等について、東京の〇〇区から〇〇県の〇〇町で里帰り出産をしたといったようなときに、情報のデジタルという意味ではなく、例えばこの里帰り出産をするというお母さんの情報自体を里帰り先に伝えるのか、伝えないのかといったようなルールも含めて、現在、はっきりしていない状態であり、何かがあったときに初めて発覚をするということがある。

まず、そこはデジタルという意味ではなくて情報共有の仕組みを、例えば、先ほど伴走型相談支援という話があったが、住所地のほうの市役所なり区役所と伴走型支援で話し合う機会があるため、そのときに里帰り出産をする予定があるといったような情報を、例えばお母さんから役場の方が聞き出す。そうしたときに、その情報に関して、どこで里帰りされるのか、里帰りするときにはここに連絡していただきたいというような情報の流れについて、まず、我々として先に示す。これがデジタルよりも先に必要なことだ

と思っており、これについては先行して、システム開発というよりは頭の整理の問題であるため、早急に本年中に対応したいと考えているところである。

(高橋構成員) 話をお聞きしていて、全体的な施策の中で分権提案の問題がここに入り込んでいるというのは分かった。しかし、我々としては全体の施策の中で、この項目が今年中にどこまで進められるのかということを確認するのが重要だと思う。したがって、工程表の中で、これがどこに位置づけられていて、今、どのような段階にあるかというのは見える化していただけるとありがたい。それが二次ヒアリングで有効な議論になると思うため、そのようなことをお願いしたい。

(大橋部会長) デジタルのほうは全体で今やっているというのは分かったのだが、償還払いのほうは、この提案以外にも、医療費だとか、地方の単独医療制度であるとかが出てきていて、要するに県境をまたいだ途端いきなり全部払わされて、後で全部取り戻す手続がなされて、市町村がまた事務を生むという課題が出てきている。それについては、集合契約を結ぶなどの形で各自治体に対応しており、やっている自治体は少ないが、ある。

そういうような形でやれば救われるというようなものもあり、今、ほかの団体の提案では、それをさらに大きくオールジャパンでできるような働きかけを国でやっていただけると、償還払いというものから現物給付の世界への移行ができるのではないかなという話も出ており、これは先ほどの大きなシステム改築という話とはまた違う、非常に技術的な話であるため、こちらは切り分けて御検討いただくということではできないか。

(こども家庭庁) 先ほども申し上げたが、この御提案団体も県では共有している。市町村行政なので県域では集合契約を恐らく結んでいるのだと思うが、その辺りのやり方を我々も逆に勉強させていただきたい。例えばいろいろ価格が違ったりしている中で、どのような形でやっていけばいいのかなど、その条件については我々も勉強させていただきたいと考えているため、それはデジタルとは別の論点として検討したいと思う。

(大橋部会長) おそらく、お金の払い方のような話が、県境があり、日本の中でうまく動けないような仕組みになってしまっている。これは保険の給付であるとか、単独医療制度とかいろいろ出ているところではあるが、ここでも全く同じ問題が相似系で出ているため、それについては、場合によっては事務局を通じて、提案団体のうまくやっているところの話を聞いたりしながら、なるべく大きな契約を、個々の調整に委ねるのではなく、国のほうが制度設計して、その中で皆が自由に動けるという世界を目指したいという提案であると思うため、特に償還払いのところについては非常にテクニカルな問題もあるが、先ほどの話とは毛色が違うものだという気もする。そこも含めて、二次ヒアリングまでに、具体的な施策とスケジュールについてお示しいただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)